主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人西村真人の上告趣意は、憲法三一条違反をいう点は、実質は原判決の刑罰 法規の解釈を非難する単なる法令違反の主張であり、その余は、事実誤認、単なる 法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも上告適法の理由にあたらない(なお、 金融機関の役員が、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益 を図るため、金員の貸付をなす以上、その貸付資金が当該役員個人のものであつて も、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律三条の規定に違反するこ とになると解した原判決の判断は、相当である。)。

弁護人島田武夫、同島田徳郎の上告趣意は、憲法一四条、三一条違反をいう点もあるが、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張に尽き、適法な上告理由にあたらない。また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年一一月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	<b>太</b> 隹
裁判官	関	根	小	郷